

学校スローガン

「自分で決めてトライ! みんなでもっとチャレンジ!」

緑小だより

令和6年5月31日(金)発行 NO.8



留萌市立緑丘小学校

グラウンドの小
屋横にきれいな
つつじが咲いて
います!



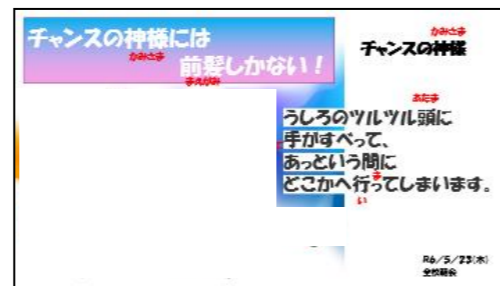
チャンスの神様には前髪しかない!

校長 西條直志

今年も満開に咲いた敷地内の桜もあっという間に散り、日ごとに暖かい日も増えてきて、そろそろ夏の到来を感じる時期となりました。朝校門前に立ち挨拶をしていると、「校長先生、これ!」と言って、つくしやたんぽぽ、四つ葉のクローバーやダンゴムシなどを見せてくれる子もいます。大人よりも、四季を五感で感じるのは、子どもたちなのでしょうね。学校では、6月8日(土)の運動会に向けて、子どもたちは毎日元気に練習に励んでいます。今年度の重点目標である「子ども『主語』にした教育活動の推進」の学校行事での具現化を図るため、先生方も様々な工夫を取り入れています。特別時間割が始まり、いつもよりも疲れて帰宅することが増えているかもしれませんので、ご家庭でゆっくり休養をとらせていただければと思います。当日はどうか晴れますように!そして、多くの保護者や地域の皆様方の温かいご声援をどうぞよろしくお願いいたします。

5月23日(木)、全校朝会を行いました。「校長先生のお話」では、「チャンスの神様には前髪しかない!」という話をしました。「チャンスの神様」とは、ギリシア神話に登場する「カイロス」という神様です。「チャンス」の語源であり、チャンスをつかさどる神様とも言われています。カイロスは右の絵のように、前髪がなく、後ろがツルツルです。カイロス(=チャンス)は、突然ものすごい速さで現れて、あっという間にどこかに行ってしまおうそうです。なので、現れたときにはすぐに前髪を捕まえないと、後で捕まえようと思っても、後ろには髪がないのでつかめません(子どもたちからは「服をつかめばいいのに…」との声。それはそうですが…苦笑)。ですから、「やってみよう!」「挑戦しよう!」と思ったときには、迷わずにどんどんやってみてね!と話しました。今年の緑っ子の目標「自分で決めてトライ!」は、「自分で決めてチャンスを逃さずトライ!」です。

運動会は、いろいろな係のリーダーになるチャンスがありますし、足が速くなったり友達と協力し合ったりするチャンスでもあります。委員会活動や係活動、遠足、修学旅行や宿泊研修でもいろんなチャンスがあります。学芸会は、係や演目のリーダーはもちろん、楽器や演技、ダンスが上手になるチャンスでもあります。勉強でも、テストの前は勉強を頑張るチャンスとも考えられますし、家庭学習や習い事も同様です。身の回りにあるいろんなチャンスを、失敗を怖



れずに、積極的につかみにいってほしいと思っています。

明日からは6月、21日の夏至に向けて少しずつ日が長くなっていきます。放課後に長い時間外で遊ぶ機会も増えるかもしれません。小学生の交通事故が多い月とのデータもありますので、野外での事故やけがには十分気を付けて、安全に楽しく過ごしてほしいと思っています。

【避難訓練】のようすから

今回は理科室からの出火を想定した訓練を行いました。本来ならグラウンドに逃げるところ、雨のため体育館への避難に変更。

消防署のご協力もあり、スモークマシンによる煙を発生させ、視界の悪さと煙を吸わない工夫についても体験できました。サイレン鳴動から体育館に全学年が集合するまで約2分半。この短時間なら命を落とすことはないそうです。しかし、油断は禁物!日頃から地震や火事に対する危機意識を高めることや、想定外の事態になったときでも、子どもたち自身で考え、しっかり行動できるよう継続した安全教育を行っていきたいと思います。



6月の行事予定

- 4日(火) 心電図検査(1・4年)
- 5日(水) 運動会総練習
- 7日(金) 運動会前日準備(15:20~)
- 8日(土) 運動会(9:00開会)
- 10日(月) 振替休業日
- 12日(水) 3年校外学習(ヤマベ稚魚放流)
- 17日(月) 4年校外学習(美サイクル館) 個人懇談週間(~27日まで)
- ※21~22日 太子祭
- 25日(火) 食の指導(1年)、クラブ活動 諸費納入日②
- 28日(金) 遠足(1~3年) *予備日7月12日(金)

第1回PTA役員会より~5月23日(火)実施~

- 運動会について
 - ◇運動会終了後に児童に渡していた景品(ノートなど)を廃止する。→その分のPTA予算は、各学年のレク費や家庭教育学級の補助に上乗せする。
 - ◇**運動会前日準備を7日(金)15:20~16:40頃の時間帯で実施する。**保護者の協力を呼びかけ、集まった人数で作業分担を行う。
- 各部の活動について(部員には後日連絡されます)
 - ◇事業育英部...11月21日(木)にベルマーク集計作業を実施予定
 - ◇広報部...卒業式の時期に合わせて「ななかまど」を発行
- 家庭教育学級について
 - ◇昨年度同様、「夜のウォークラリー」を実施する。
 - ◇10月31日(木)の予定 ※翌日(11/1)は開校記念日でお休み



◆地域の方々に感謝!

- ①先日の学校だよりで、畑の「土おこし」についてお願いしたところ、3件のお申し出がありました。耕運機をお借りしたり、実際に畑の土を起こしてもらえたりと、地域の方々のご協力に感謝申し上げます。
- ②今年度も民生委員の方々による見守り活動が行われています。登下校の時間帯に合わせて危険箇所にご協力いただき、児童の交通安全にご協力いただいております。本当にありがとうございます。

保護者向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

留萌市立緑丘小学校 令和6年(2024年)4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめとは?

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達の中のSNSを通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3カ月を目安)。
 - 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します(いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します)。
- 被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

緑丘小学校 いじめ防止基本方針の概要

本校では、「いじめを許さない、見過ごさない姿勢で臨む」「児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高め、いじめの未然防止に努める」「いじめの早期発見のために、様々な方策を講じる」「いじめが認知された場合は、該当児童の安全を保障するとともに、関係機関や専門家の協力を得て早期解決にあたる」「学校と家庭が協力して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める」の5点をいじめ防止のための基本姿勢として、いじめの撲滅に取り組んでいきます。

緑丘小学校 いじめ対策組織の役割や活動

管理職、指導開発グループ、学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーなどで組織された「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの通報・相談の窓口、いじめアンケートや教育相談の実施、子どもの問題行動に係る情報の収集、緊急会議の開催など、また、子ども自らがいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を考える取組など、様々な活動を行います。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。令和6年度の緑丘小学校のいじめ対策組織担当は、中山(生徒指導担当)です。連絡先0164-42-1294(学校代表電話)

- Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか?
- A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口に遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。
- Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか?
- A2 「学校いじめ対策組織」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日24時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
留萌教育局教育相談電話	(電話) 0164-42-5717	



道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm>